戸別受信機貸与申込書

年　　月　　日

（宛先）九度山町長

申込者	住所	〒　　－ 九度山町
	氏名	
	電話番号	

次のいずれかにチェックしてください。

申込条件	□　世帯員全員が６５歳以上
	□　介護保険法の要支援または要介護に認定されている方がいる世帯
	□　身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
	□　療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
	□　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
	□　特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方がいる世帯
	□　小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯

戸別受信機貸与に関する同意事項

戸別受信機の無償貸与に当たり、次の事項に同意します。

１．町が戸別受信機貸与審査及び管理のため、申込内容に係る住民基本台帳等に関する情報を確認すること。

２．申込みが多数となったときは、貸与されない場合があること。

３．戸別受信機の使用に係る電気料金及び乾電池代は、申込者が負担すること。

４．戸別受信機を譲渡、転貸その他の処分をしないこと。

５．戸別受信機について、故障、破損若しくは紛失の事故が発生した場合又は破棄をした場合は、速やかに九度山町に届け出ること。

６．戸別受信機等が故意又は過失により故障した場合は、申込者が実費で弁償すること。

７．設置場所により電波受信状態が悪い場合は、せん孔工事等を行い、外部アンテナを設置すること。

８．戸別受信機の設置に伴い、動産・不動産(家屋本体等)への損害が発生した場合でも、町は責任を負わないこと。

９．申込者は、戸別受信機を必要としなくなったときは、速やかに貸与を受けた戸別受信機を返却すること。